

令和6年度 箕輪町議場放送設備改修工事

仕様書

令和6年8月

長野県上伊那郡 箕輪町

I 章 仕様書概要説明

1. 事業名 令和6年度 箕輪町議場放送設備改修工事

(以下「本業務」という。)

2. 本業務の目的・概要

本業務は、箕輪町議会でマイクのON/OFF制御に利用している議会中継システムソフトウェアPC(OS:Windows XP)がすでに修繕できない状況になっており、安定的な議会運営を今後継続して行うことが困難な状況となっている。そのため、本設備の更新により、議会運営を安定的に行えるようにすることを目的としている。現運用では、マイク設備とカメラ設備については別々の担当者にて操作を行っているが、本更新においては、マイク制御・カメラ制御を1名で行える体制を構築するため、タッチパネル式のマイク制御・カメラ制御の連動運用できる議会中継システムソフトを導入することとする。

3. 発注者 長野県 上伊那郡 箕輪町

4. 本業務の履行場所 長野県上伊那郡箕輪町大字中箕輪10298番地

5. 完成期限

令和7年3月21日

6. 導入体制・信頼性

- ① 本業務全体を十分に管理可能な者が本業務の責任者となり、本業務を履行するに足る能力と経験のある技術者で体制を作ること。また、稼働に向けての工程表を提出すること。
- ② 設備の構築、積算にあたってはシステムの信頼性が最も重要視されるものであることを理解し、システムの障害発生時には迅速な復旧対応が可能になる機能、体制を考慮したものにする。

7. 適用範囲等

本業務は、契約書によるもののほか、本仕様書により行うものとする。

なお、受託者は次の事項に留意して本業務を履行するものとする。

- ① 本業務に伴い知り得た秘密について、他に洩らさないこと。
- ② 定められた期間内に本業務を完了するため、作業の円滑化に努めること。
- ③ 本業務の実施に当たり、意図や目的を十分理解したうえで設置・施工を行うこと。
- ④ 本業務の履行に際しては、安全確保、災害・公害防止、盗難防止等業務の管理に万全を期すとともにデータの漏洩・滅失等の予防に十分留意し、業務の信頼性、安全性の確保に

努めること。

- ⑤ 引き渡しを要さない発生材、不要となる機器等は関係法令に従い受託者の責任において処分すること。

8. 調達要件等の概要

- ① 本業務の主たる機器の構成・システム要件は全て必須の要求要件とし、Ⅱ章に示すとおりである。
- ② 応札する物品は、原則として入札時点で製品化されていること。
- ③ 納入のスケジュールについては工程表を提出し、議会事務局担当者と事前に協議するとともにその指示に従うこと。
- ④ 本業務は議会運営に支障を来さないよう配慮して行わなければならない。
また、既設設備、機能・性能に損害・障害を与えないよう十分に措置を講じること。
- ⑤ 調達に係る機器は指定する場所に搬入・設置・調整の後、取扱説明を行うこと。またその諸費用も本調達に含むものとする。
- ⑥ 現在、町議会定例会一般質問の生放送を箕輪町専用チャンネル（ICT 112ch）にて行っているため、映像・音声の問題なく、放送できるように、確認し、設計・調整を行うこと。
- ⑦ マイクシステムに関しては、マイクON/OFF操作を外部制御にて行う上で、マイクメーカーや、正規輸入元、正規代理店以外の会社であっても、仕様内容を開示し、タッチパネル方式による、マイク制御可能な機種を選定すること。
- ⑧ サポートの観点からマイクシステムは、国内メーカーを利用し長野県内に営業所のあるメーカーを利用すること。
- ⑨ タッチパネル式議会運営ソフトウェアに関しては、国内にて開発とし販売実績が10年以上あり長野県内の実績が10件以上あること。

9. システムの保守要件

- ① 瑕疵担保期間は検収後、1年とする。
- ② 瑕疵担保期間終了後は、別途、締結された保守契約にてシステムの保守を行う。
- ③ システム保守は、調整、点検、問い合わせ対応、操作方法教授、ソフトウェア故障対応、ハードウェア故障対応等を保守内容に含めること。
- ④ 機器やシステムに障害が発生したときの対応体制を提案すること。
- ⑤ 保守連絡窓口を一元化すること。

10. 契約の方法

箕輪町財務規則に基づく

11. その他

- ① 本仕様書に記載のない事項については、発注者の指示に従うこと。
- ② 本仕様書に対して疑義が生じた場合は、発注者と協議の上、決定すること。

Ⅱ章 機器概要

1. 議場 映像関連設備

- ① 議場内に水平、垂直回転が可能な旋回型フルハイビジョン対応カメラを3台設置し、カメラ用取付金具を有すること。カメラの撮影対象はそれぞれ、議長席・演壇席・執行部撮影用カメラ1台、議員席撮影用カメラ2台とする。カメラ設置位置は議会事務局と相談の上、決定する。映像出力はHD-SDI信号が出力可能な機種を選定すること。また、光学ズーム20倍以上及び、パン±170°、チルト+90°～-20°の広範囲で撮影が可能なこと。更に、ワイド時の水平画角は70°であること。
- ② 質問席では、議員が持ち込んだPCやタブレット端末を将来接続できるように、HDMI接続コネクタを配置すること。また、議員が持ち込んだ紙資料などを映せるように書画カメラも設置すること。
- ③ ピクチャーインピクチャー機能を備え、2画面の同時表示に対応すること。
- ④ カメラ映像・休憩映像を切り替える映像スイッチャーやテロップを表示するテロップインターフェースを設置すること。
- ⑤ 議場内の映像と音声をミックスするための機器を設置すること。
- ⑥ 議会中継映像をSDカードに録画できる機器を設置すること。また、録画の開始・停止制御が出来ること。録画確認用の10インチ程度のモニターを設置すること。
- ⑦ 会議の前後、及び休憩中に映像を再生し、放映できる機器を設置すること。
- ⑧ 場内表示インターフェース・残時間表示インターフェースを設置し、残時間・出席議員数の表示を議場内に設置するモニターに表示できるようにすること。
- ⑨ 議場内の壁掛け設置ディスプレイは、65インチ相当の液晶ディスプレイを3台配置すること。3台のディスプレイには、オンエア映像・発言残時間・出席議員数が同時に表示すること。また、議会の要望に応じて、表示内容をカスタマイズできること。
- ⑩ ディ스플레이の壁掛け設置に関しては、画面の表示角度等を考慮し、場内のどの場所からでも支障なく見えるように設置・調整すること。
- ⑪ 残時間表示用ディスプレイは、10インチ程度の液晶ディスプレイを議長席、町長席、事務局長席、演壇席の4カ所に配置すること。表示内容は、残時間が表示されること。また、議会の要望に応じて、表示内容をカスタマイズできること。
- ⑫ SDI出力カメラ用コネクターパネルを用意し、本パネルにカメラを接続した際には、その映像と本システムの映像の切替が出来るようにSDIセレクターを入れておくこと。
- ⑬ CATVで利用する既存の光メディアコンバーター(送信機)にSDI信号にて接続できるようにすること。
- ⑭ 庁舎内地上デジタル放送チューナー付きテレビで議会中継の視聴が出来るようにOFDM変調器を設置すること。
- ⑮ 事務局内で議会中継の映像確認が出来るように43型液晶テレビを設置すること。

- ⑯ 長距離の配線や映像の分配数を増やす場合は、延長器・分配器を入れ、デジタル信号が正しく議場内モニターや各映像機器に入力出来ること。
- ⑰ 議場内の景観保持に配慮した機器配置及び配線計画であること。

2. 議場 音響関連設備

- ① 議長・演壇・質問の各席のマイクは机の左右に1本ずつマイクを設置しダブルマイクとする。また、マイク形状は、発言可能LEDランプ付 埋め込み型グースネックマイクを使用し、マイクの根元・口元の二か所が可動するタイプ(長さは、500mm～700mm程度)とする。
- ② 議長席には議長自身で議長マイクのON/OFFおよび、全マイクOFFが可能なようにスイッチを別途用意し、設置すること。
- ③ 議員・執行部マイクは有線タイプ方式とし、基本的な形状は机上据置とする。必要な機能は次の通りとする。
 - ・発言可能 LED ランプ
 - ・発言マイク（グースネック型 620mm 程度）口元と根元の二カ所可動部するタイプ
 - ・個別音量機能
 - ・マイク ON/OFF スイッチ
 - ・モニタースピーカー
- ④ 有線マイクの本数は、議長・演壇・質問席の3席(ダブルマイク方式計6本)、議員席15席(15本)、議会事務局長席1席(1本)、執行部席24席(24本) 予備1本 計44席(計46本)とする。
- ⑤ マイクを集中コントロールするセンター装置を設置し、タッチパネルからのマイクコントロールが出来ること。
- ⑥ 有線インターフェースを設置し、各マイクへの電源供給・音声信号のやり取りがUTPケーブル1本で出来るようにすること。
- ⑦ 集音マイクを議場内壁面に2本設置すること。
- ⑧ オーディオマトリックスプロセッサーを導入し、議場内音声ハウリング等無く、違和感なく聴取出来ること。また、音響調整を実施すること。
- ⑨ ICレコーダーを導入し、議場内の音声の録音が出来ること。また、機器の故障に備え、2台設置し、同時に録音が出来ること。
- ⑩ 議場内のスピーカーについては、現在メインスピーカー2台、サブスピーカー2台、計4台設置している。設置場所については、同じ位置に設置し、同等品に更新をすること(壁面取付金具は同じ位置に設置するため、既存品を流用しても構わない)。
- ⑪ 傍聴席用には天井埋込スピーカーを3本設置すること。
- ⑫ 現在、議会事務局室・議員控室・町長秘書室に既存の天井スピーカーがあり、本会議場内の音声聴取できるようになっている。設備更新後も同様に音声を聴取できるように設計しておくこと。上記3部屋のスピーカーについては既存品流用可能とする。
- ⑬ 傍聴席に既存で設置してある音声出力パネルについては、現在と同様に利用できるように

構築しておくこと。

- ⑭ ログミーツを将来接続する予定があるため、ログミーツを接続できるように音声ケーブルをラック付近に出しておくこと。
- ⑮ スピーカー設置に伴い適切なワット数のアンプを必要数設置すること。議場用に設置するアンプはスピーカーごとに音量調整できるアンプを選定すること。
- ⑯ 議場内の景観保持に配慮した機器配置及び配線計画であること。

3. 議場 操作システム関連設備

- ① 議場内のマイク・カメラ・残時間操作メインタッチパネル1台(21.5インチ程度)を設置すること。
- ② その他タッチパネル操作に必要な、周辺機器を設置すること。
- ③ 制御用のシステムコントローラーは、システムの安定運用のため、ソフトウェアのフリーズが少なく、ウイルスへの感染が少ないOSを利用すること。
- ④ 制御用のシステムコントローラーは、OS メーカー都合によるサポート終了等の影響を受けにくい専用 OS を用いること。Windows 等汎用 OS については、使用しない方法で提案すること。
- ⑤ システムの安定運用のため、制御用のシステムコントローラー部には、駆動部品を使用せず、コンパクトフラッシュ相当のメモリ媒体を使用すること。また、ファンレス設計であること。
- ⑥ システムコントローラーは、冗長化して、トラブル時に正・副(予備機)の切り替えが出来るようにすること。予備機にて運用する際のデータは、切り替え操作をするだけで、データが読み込まれていること。
- ⑦ マイク・カメラ・残時間操作メインタッチパネルの制御についてもWindows等の汎用PCを利用せず、制御及び画面表示が出来るような構成とすること。
- ⑧ タッチパネル式議会運営ソフトウェアに関しては、国内製のソフトウェアとすること。

4. 議場 議会運営ソフトウェアについて

《設計要件》

- ① メインタッチパネルを使用し、ワンマンオペレーションによる議会運営が可能なこと。また、旋回型フルハイビジョンカメラ(3台)、スイッチャー、テロップインターフェース・マイクを統合的に制御し、視覚的に分かりやすく、簡単な、ワンマンオペレーションで操作可能であること。
- ② タッチパネル操作で、発言残時間、出席議員数の操作が可能であること。
- ③ タッチパネル上の席をタッチすることで、マイクON、自動カメラ移動、映像切り替え、テロップ表示が可能であること。
- ④ 現在放送中の人から、次に映したい人へカメラアングルを変更する場合は、放送したい席をタッチするだけで次の席のマイクがONになり、指定のカメラアングルに切替できるようにす

ること。ただし、演壇席・質問席は登壇者が毎回変わるため、都度、登壇者の選択をしてからカメラ切替が出来ること。

- ⑤ カメラ切替時に、カメラが旋回する映像や切替前の静止映像を表示しないこと。
- ⑥ タッチパネル内にカメラ台数分の映像とPC映像・書画カメラ映像(PC映像と書画カメラ映像は選択して表示)、オンエア映像を表示すること。
- ⑦ タッチパネル画面は議場の座席レイアウトに沿って作成すること。
- ⑧ 制御方式は、カメラ・マイク連動制御方式、マイクのみ制御方式、カメラのみ制御方式の3パターンの制御が運営中であっても、切り替え可能なこと。
- ⑨ 開会と同時に録音・録画が自動開始され、録音・録画に漏れが無いようにすること。
また、休憩や閉会の際は録音・録画が自動で停止すること。
- ⑩ タッチパネル操作で、個別にマイク音量を調整できること。
- ⑪ 演壇席・質問席に登壇した場合でも議員や執行部担当者ごとにあらかじめ設定したマイク音量を引き継げること。
- ⑫ テロップインターフェースは、議員名・執行部役職名・一般質問項目・会議名・お知らせ文等を事前に登録でき、タッチパネル上で変更可能であること。また、ローマ字入力、かな入力、外字等に対応していること。
- ⑬ 演壇席での、委員長報告の際は、委員長名のテロップ表示が出来ること。
- ⑭ テロップ表示登録は会議ごとに事前登録できるものとし、運営中も登録・変更可能であること。
- ⑮ 誤ってタッチした場合でも、すぐに正しくタッチすることで前の動作がキャンセルされること。
- ⑯ 開会・休憩等の議会運営に影響の大きいボタンは、長押し対応等による、誤操作防止が図られていること。
- ⑰ 議会運営の進捗結果が、ログデータとして残り、Excel等で保存出来ること。

《カメラ操作》

- ① タッチパネル上の席に触れると、あらかじめ登録されたカメラアングルに動作すること。
- ② カメラのアングルを変更した場合は、運営中であっても登録ボタンを押すことにより、登録出来ること。
- ③ タッチパネル画面上のカメラ映像に触れることにより、パン、チルト、ズームを直感的に操作出来ること。
- ④ カメラアングルのパターン登録・保存が出来ること。
- ⑤ カメラのアングルデータは、システムコントローラー側で記憶できること。

《テロップ操作》

- ① タッチパネルの議員席に触れると、あらかじめ登録された議員の氏名が自動的に表示されること。
- ② 文字表示は、2段20文字で表示可能なこと。
- ③ 長文の場合はスクロールにて表示対応出来ること。

- ④ 議員の氏名や執行部の役職名、氏名は、タッチパネル上で、変更が可能なこと。
- ⑤ ソフトキーボードにて、文字単位でなく、単語単位で漢字変換ができること。
(例：古今東西“ここんとうざい”などの語句が一度に変換可能であること。)
- ⑥ 運営中であっても文字修正、文字登録が可能なこと。

《残時間・出席議員操作》

- ① 残時間・出席議員操作はメインタッチパネル(21.5インチ程度)にて操作可能なこと。
- ② タッチパネルから発言残時間の入力、スタート、ストップ操作が可能なこと。
- ③ タッチパネルから出席議員数の入力、増減操作が可能なこと。議場内65インチ相当の液晶ディスプレイに表示する内容は、タッチパネルから希望する任意のレイアウトに変更可能なこと。
例：A：オンエア映像＋出席議員数＋発言残時間
B：オンエア映像＋発言残時間
C：オンエア映像のみなど
議会事務局と協議の上、決定する。
- ④ 残時間表示用10インチ相当の液晶ディスプレイ(議長・町長・事務局長・演壇席の4台)については、発言残時間の表示が可能なこと。
- ⑤ 発言残時間によってベルが自動で鳴ること。
例：5分前に1鈴、1分前に2鈴 等
議会事務局と協議の上、決定する。

《席操作》

- ① 開会中であっても、席の名前変更が簡単に出来ること。
- ② あらかじめ、席の名前パターンを登録できる機能を有すること。

5. 議場 その他関連設備

- ① 機器収納架は既存を流用する。
- ② 無停電電源装置(UPS)を設置し、瞬停などで主要機器が故障しないようにしておくこと。
- ③ 主電源ユニットを設置し、電源投入を一括で出来るように考慮すること。
- ④ 仕様書に記載の無い機器でもシステム運用上必要な機器は本調達に含めておくこと。
- ⑤ 3月定例会開会(令和7年2月28日)前に、操作テストを事務局立会いのもと、実施すること。

Ⅲ章 その他

1. システムの保守について

瑕疵担保期間は検収後、1年間とする。また、急な障害が生じた際には現地に伺い、迅速なシ

システム復旧に努めること。

2. 作業について

- ① 本業務に必要な機器設置・配線作業は、機器導入時に合わせて行うこと。
- ② 配線ルートに関しては協議の上、敷設方法を明確にした上で実施すること。
機器設置・配線に伴い床のカーペットをはがした場合は、作業終了後に現状復帰すること。
なお、議場側面等可視部分に敷設する場合は、議場全体の景観保持に配慮すること。
- ③ 既存のマイクは事前協議後、全て撤去すること。また撤去に伴う撤去跡や損傷については、現状に近い形で修復すること。
- ④ 機器は、発注者と事前協議の上、適正な位置に収納又は設置すること。また、機器同士を繋ぐ配線についても整理整頓すること。
- ⑤ 操作タッチパネルの設置位置については、事前協議の上、決定すること。
- ⑥ 端子付近に配線の接続先がわかるよう設備機器名称・端子等を明示すること(丸札の取付等)。

3. マニュアルの作成、操作説明、立ち会いについて

- ① 機器の設置完了後、操作マニュアルを作成し提出すること。
- ② 議会事務局に対し、操作説明会を行うこと。
- ③ システム導入後の最初の議会運営時には、システムに精通した者が立ち会うこと。

4. 検査について

受託者は発注者の立会いのもと検査を実施する。また、検査に要する一切の費用については受託者の負担とする。

5. 各種提出書類について

以下の成果物を発注者が指定する仕様により提出すること。

- ① 図面・保証書、議会中継ソフトウェア取扱説明書等をファイリングした完成図書
- ② その他発注者より指示があったもの

6. 担当部署・連絡先

箕輪町議会事務局 担当：宮尾 栄子

〒399-4695 長野県上伊那郡箕輪町大字中箕輪10298番地

電話番号： 0265-79-3187（直通）

ファクス番号：0265-79-0230

Email : gikai@town.minowa.lg.jp